

## 豊橋市職員措置請求書

### 1、請求の要旨

(1)、豊橋市は、平成28年5月20日開札執行日として「道の駅整備調査設計業務」(以下、「道の駅設計業務」という。:事実証明書1)を、また平成28年7月7日を開札執行日として「橋梁長寿化修繕計画改定委託業務」(以下、「橋梁修繕委託業務」という。:事実証明書2)を行っている。いずれも失格判断基準を導入した入札である。失格判断基準は、国土交通省告示第十五号第一業務報酬の算定方法などにより予定価格を設定する。その価格より失格判断基準以下は契約履行可否の調査・確認もせず一律失格にする制度である。豊橋市は、失格判断基準を予定価格の55～60%としている(事実証明書3)。

前記2件の入札は著しく不当な入札を行っている。その理由は以下の①～④に述べる。

#### ①

「道の駅設計業務」は予定価格16,949,000円に対して失格判断基準は8,707,217円で予定価格の51.40%に設定している。失格となった株式会社修成建設コンサルタント名古屋事務所の入札価格は8,671,381円で予定価格の51.20%である。(表1)

表1 道の駅設計業務(事実証明書1より請求人が1部を表にした。)

商号又は名称	入札価格(円)	結果
大日本コンサルタント株式会社中部支社	10,800,000	落札
株式会社修成建設コンサルタント名古屋事務所	8,671,381	失格(開札後)
東洋技研コンサルタント株式会社名古屋支社	12,130,000	参加
株式会社近代設計 名古屋支社	13,390,000	参加
株式会社日本海コンサルタント中京支社	13,900,000	参加
中央コンサルタンツ株式会社	14,700,000	参加
株式会社旭設計事務所東三河営業所	17,020,000	参加

#### ②

表1の失格判断基準は8,707,217円で予定価格の51.40%である。失格業者

株式会社修成建設コンサルタント名古屋事務所の入札価格は8,671,381円で予定価格の51.20%で、失格判断基準51.40%との差は0.2%である。金額では35,836円である。この差額がダンピングとされて失格となった。失格判断基準価格からわずか0.2%低い入札価格がダンピングと断定されて失格となりわずか0.2%金額が高ければ適正落札者となる。

このような本件入札においての失格者決定に合理性はなく著しく公正さに欠け不当な決定であり、地方自治法2条14項及び地方財政法4条第1項に違反している。

③

「橋梁修繕委託業務」は予定価格20,380,000円、失格判断基準10,150,824円で予定価格の49.80%に設定している。失格となったパシフィックコンサルタンツ株式会社中部支社の入札価格は10,144,550円で予定価格の49.77%である。(表2)

表2 橋梁修繕委託業務(事実証明書2より請求人が1部を表にした。)

商号又は名称	入札価格(円)	結果
株式会社協和コンサルタンツ中部営業所	12,500,000	落札
パシフィックコンサルタンツ株式会社中部支店	10,144,550	失格(開札後)
株式会社オリエンタルコンサルタンツ中部支店	14,480,000	参加
株式会社アスコ大東豊橋営業所	14,610,000	参加
株式会社アイエスシー豊橋事務所	21,000,000	参加
中部復建株式会社三河事務所	21,350,000	参加
NTCコンサルタンツ株式会社豊橋営業所	21,900,000	参加
若鈴コンサルタンツ株式会社三河営業所	22,100,000	参加
株式会社フジヤマ豊橋支店	30,000,000	参加
株式会社名北総合技研豊橋営業所	40,000,000	参加

④

③の落札者決定に、②と同様に不当、違法である。パシフィックコンサルタンツ株式会社中部支店の入札額10,144,550円で入札額は豊橋市が設定した失格判断基準のパーセンテージより0.03%低く、金額では6,274円低だけである。

失格判断基準価格からわずか0.03%低い入札価格がダンピングと断定されて失格となりわずか0.03%金額が高ければ適正落札者となる。

このような本件入札においての失格者決定に合理性はなく著しく公正さに欠け不当な決定であり、地方自治法 2 条 14 項及び地方財政法 4 条第 1 項に違反している。

過去の低入札価格調査(予定価格から30~40%)によれば、調査対象者のすべてが「適正な履行が可能」と認められ、契約業務は履行されている。したがって本件 2 件の失格とされた業者は適正な履行が可能と考えられる。

## (2) 本件委託業務入札の違法性について

- ① 2 件の委託業務入札にあたり、豊橋市は失格判断基準を導入した。当該制度は予定価格から55~60%を下回った場合、低入札価格調査を行わず自動失格にする制度である。したがって役所が設定した失格判断基準価格から0,03%低いで失格になる。業務内容に競争力のある業者にとっては受注の阻害要因になる。また当該制度によって落札価格が高額になり、年間を通せば数億円の歳出が増えることから住民にとってはたいへん負担増になる。したがってこのような公益性のない失格者決定は違法である。

地方自治法第 2 条 14 項「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」に違反している。

- ② 前記①より地方財政法第4条第1項に定める「その目的を達成するための必要且つ最少の限度」に反し、違法な公金の支出に該当する。

## (3) まとめ

上記 2 件の入札において株式会社修成建設コンサルタント名古屋事務所及びパシフィックコンサルタンツ株式会社中部支社が失格となったため豊橋市の住民は、併せて 4,484,069 円を不当に負担することとなった。

なお、口頭陳述の機会を求める。詳しくは口頭陳述の場で述べる。

## 2、求める措置

- 1、より以下の措置を求める。

(1)、監査委員は、「道の駅設計業務」入札の落札者大日本コンサルタント株式会社中部支社への落札額10,800,000円と「橋梁修繕委託業務」入札の落札者株式会社協和コンサルタンツ中部営業所へ落札額12,500,000円の支出を差し止めるよう豊橋市長に勧告せよ。

(2)、監査委員は、「道の駅設計業務」における株式会社修成建設コンサルタント名古屋事務所と「橋梁修繕委託業務」におけるパシフィックコンサルタンツ株式会社中部支店の2社の入札額が、失格とされる契約不履行のおそれやダンピングのおそれがあったのか、否かの調査・検証をするよう担当部局に勧告せよ。

3、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。

その理由

請求人は、平成25年8月5日を落札決定日として失格判断基準導入の豊橋市民病院放射線治療施設等整備に関する監査請求を行った。当該入札は5社が入札し3社が失格となった。その監査において豊橋市監査委員は、失格業者3社の調査検証もせずに判断した。また請求人が情報公開を行って得た当該監査議事録からも失格業者の調査検証をする意見が出されていないことが分かった。この事実より、本件においても失格業者の入札価格の積算内容に関する調査検証がされない可能性が高い。

以上より、地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。併せて、同法第252条の43第1項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。